

船舶インシデント調査報告書

令和6年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年8月2日 05時45分ごろ
発生場所	愛知県衣浦港 衣浦港東防波堤西灯台から真方位125° 1.4海里付近 （概位 北緯34° 48.3′ 東経136° 58.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートわだつみ丸は、漂泊中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年8月31日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート わだつみ丸、2.6トン 282-19644愛知、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力103.0kW、回転数毎分6,000、4気筒、ボア86mm、使用燃料ガソリン、平成31年2月機関製造、平成16年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漂泊中、船長が、釣り場を移動する目的で船外機を始動したところ、潤滑油が漏れ始めたので船外機を停止した。</p> <p>船長は、運航不能と判断し、本インシデントの発生をボートレスキューサービス（Boat Assistance Network、以下「BAN」という。）に連絡するとともに、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、来援したBANの救助船にえい航され、愛知県高浜市のマリーナに到着した。</p> <p>船外機は、マリーナ担当者により点検が行われ、カートリッジ式のオイルフィルター（以下「本件フィルター」という。）の発錆したところに孔が生じて潤滑油が漏れていることが判明し、本件フィルターが交換されて復旧した。</p> <p>船長は、船外機を平成31年4月ごろに新品で購入し、本インシデントの約3年前に本件フィルターを交換後、そのまま使用していた。</p> <p>船外機の取扱説明書には、運転時間200時間ごと又は1年ごとに本件フィルターを交換するよう記載されている。</p> <p>船外機の潤滑油系統は、油受の潤滑油が、こし器を経て機付潤滑油</p>

	<p>ポンプで吸引加圧され、本件フィルターを介し、ピストン等を冷却して油受に戻るようになっていた。</p>
分析	<p>本船は、約3年間本件フィルターが交換されていない中、漂泊中、船外機を始動したところ、本件フィルターの発錆したところに孔が生じたことから、潤滑油が漏れ、船外機が運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、約3年間本件フィルターが交換されていない中、漂泊中、船外機を始動したところ、本件フィルターの発錆したところに孔が生じたため、潤滑油が漏れ、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、取扱説明書にしたがって、定期的に船外機のカートリッジ式のオイルフィルターを交換すること。